

処理経過の検証シート 相談事例1

相談受付日	●年●月●日 (●)	最終対応日	受付日から5日後
受付方法	来所	電話	手紙・文書 FAX メール その他 ()
相談者の属性			
障がい者 行政機関	障がい者の家族 その他 ()	事業者	障がい者の介助等を行う支援者
分野区分			
福祉サービス 労働・雇用 その他 ()	医療サービス 公共的機関	小売り・飲食・宿泊等サービス 交通機関	教育 住宅・不動産 情報保障
内容区分			
条例に規定する差別事案に係るもの		不当な差別的取扱い	合理的な配慮
条例に規定する差別事案以外に係るもの			
	虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）に係るもの		
	労働・雇用分野（障害者の雇用の促進等に関する法律）に係るもの		
	環境の整備に係るもの		
	その他		

相談者の主訴	
<ul style="list-style-type: none"> ・同意書に自署ができないので、同行したヘルパーに代筆を依頼したが、ヘルパーの代筆は認められないとのこと。 ・成人している本人が同意しているのに代筆が認められないのは差別ではないか？ 	
行為の日	相談受付日の1か月前
相談内容詳細	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関にて治療に関する同意書が必要となったが、相談者自身は自署ができないので同行したヘルパーに代筆を依頼した。 ・医師に同意の意思を示したが「代筆は家族もしくは身元引受人によるもののみとする規定があるため、家族に電話で説明して同意書を送付し署名・押印してもらうか、家族に同行してもらい署名・押印してもらうかしなければならない」と言われた。 ・相談者は成人であり、同意の意思を示している。ヘルパーの代筆を認めてほしい。 	
相談経過	
●月A日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者がヘルパー同行で来庁され、上記の相談をいただいた。 ・相談者の発音は明瞭ではないが意思を確認することはできる。 ・相談者に合った同意書への記入方法を考えていただくため、当該医療機関に相談内容と相談者の氏名を伝えることを了承いただいた。 <p>【相談窓口から当該医療機関に連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に同意書の記入について相談者に対応されたときの状況を確認し、相談者からの相談内容を伝えた。 <p>(当該医療機関によると、)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の担当医師が、現時点での規定に沿って代筆してもらうようお願いしたのだと思う。所属長と相談して相談者に合った方法を再考したい。 ・相談者には、メールもしくは来院いただいたときに当該医療機関から直接説明させていただくとのことだった。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者との連絡用に当該医療機関のメールアドレスを相談者に伝えることを了解いただいた。 <p>【相談窓口から相談者に連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書への記入方法について当該医療機関からの話の概要と、直接相談者に説明していただくことを伝えた。 ・今後の連絡用に当該医療機関のメールアドレスを相談者にお知らせしたが、新規にアドレスを登録することも相談者の負担になるのではと思い、当該医療機関からメールを送ってもらうことを提案し、相談者のメールアドレスを当該医療機関に知らせることを了解いただいた。

<p>●月B日</p> <p>●月C日</p>	<p>【相談窓口から当該医療機関に連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者との連絡用に、相談者のメールアドレスを伝えた。 <p>【相談窓口から当該医療機関に連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に相談者の同意書の記入方法について確認した。 ・相談者の希望に合わせて、文字盤で意思を確認した上で、同行したヘルパーに代筆してもらったとのこと。 ・今後もさまざまな方の状態にあった方法を考えて対応していくとお話いただいた。
<p>結果</p>	
<p>・相談者からの申し出により、相談者の状況に合った同意書の記入方法を当該医療機関に考えてもらうことができた。今後も、さまざまな方の状況にあった方法を考えて対応してもらうことになった。</p>	

合理的な配慮

全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの。

条例では、合理的な配慮が、障害者権利条約においても採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであり、合理的な配慮を行うに当たっての基本的な考え方として、差別を回避するための措置であり、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにし、恩恵的に行われるものではないことを明確化。

本事案における「社会的障壁」は以下のいずれに該当するものか

事物（施設や設備などの物理的な障壁（歩道の段差、車椅子使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁））	
制度（障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁）	
慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化 など）	○
観念（人々の無関心や障がいのある人を保護されるべき存在としてとらえるなどの意識上の障壁（心の壁））	○
その他（ ）	

合理的な配慮における留意項目

1 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要。

合理的な配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況等に応じて異なるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と行政機関等・事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが重要。

（相談の状況）

- ・相談者がヘルパー同行で来庁され、医療機関での同意書記入の際の対応についてヘルパーによる代筆が認められなかったと相談をいただいた。
- ・相談内容と相談者の氏名を当該医療機関に伝えることを了承いただいた。

【相談窓口から当該医療機関に】

- ・相談者への対応を確認し、相談者からの相談内容を伝えた。
- ・当該医療機関では、4月から同意書をいただくことになり、対応が間に合っていないことも理解しているので、直接相談者に説明すると言っていた。
- ・当該医療機関から直接相談者に連絡する方法としてメールアドレスを伝えることを了承いただいた。

【相談窓口から相談者に】

- ・当該医療機関からの話の概要と詳細は直接、当該医療機関から説明していただくことを伝えた。
- ・相談者が当該医療機関のアドレスを新規登録することも負担になると思い、当該医療機関からメールを送ってもらうことを提案し、相談者のメールアドレスを当該医療機関に知らせることを了解いただいた。

【相談窓口から当該医療機関に】

・当該医療機関に、相談者のメールアドレスを伝えた。

【相談窓口から当該医療機関に】

・当該医療機関に相談者の同意書記入方法を確認した。

・「相談者の希望に合わせて、文字盤にて相談者の意思を確認したうえで、同行したヘルパーに代筆してもらった」とのこと。

・今後もさまざまな方の状態にあった方法を考えて対応していくとお話いただいた。

2 意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、行政機関等・事業者は自主的な取組に努めることが望ましい。

(相談の状況)

3 個々の場面における、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明には、障がい者からの意思表明のみでなく、本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(相談の状況)

4 過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

過重な負担については、条例の基本理念において、障がい当事者との建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを規定（第4条第1項第3号）していることも踏まえて、個々の事案に応じて判断されること。

過重な負担と判断した場合、判断した要素は以下のいずれに該当するものか

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況

その他（ ）

(相談の状況)

本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等

- ・厚生労働省から「身寄りがない人への入院及び医療に関わる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が出ており、昨年6月に、厚生労働省から医療機関に周知されている。厚生労働省のホームページからダウンロードできる。
- ・代筆の件について、金融機関やマイナンバーの取得など、知的障がいでは自分の名前が書けないと対応してもらえないこともある。関係機関の方や専門家の方々にそういったところでの合理的配慮についても検討いただきたい。